

1 マイナンバー制度の概要〔P147〕

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が導入されました。平成27年10月からマイナンバー（個人番号）及び法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されています。

(1) マイナンバー（個人番号）〔P147〕

住民票を有する全ての方に、1人1つの12桁のマイナンバーが指定され、市区町村から住民票の住所宛に、通知カードにより通知されています。マイナンバーの利用は、社会保障、税、災害対策の分野で、法律や自治体の条例で定められた手続に限定されています。

(2) 法人番号〔P148〕

法人には1法人に1つの13桁の法人番号が指定され、国税庁から登記上の所在地宛に、書面により通知されています。また、法人番号はマイナンバーとは異なり、原則としてインターネットを通じて公表され、自由に利用できます。

2 国税関係手続における変更点〔P148〕

マイナンバー制度の導入に伴い、申告書や法定調書などを税務署に提出する方は、これらの書類にマイナンバー又は法人番号の記載が必要になります。

なお、内閣官房制作の点字・大活字広報誌「ご存じですか？マイナンバー」もありますので、あわせてご利用ください。